

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（モニターツアー）
業務委託仕様書（企画プロポーザル用）

この仕様書は、福島県（以下、甲という。）が受託者（以下、乙という。）に委託する「被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（モニターツアー）」（以下、本事業という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

1 業務の名称

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（モニターツアー）

2 業務の目的

本事業は、東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」という。）を始めとした福島県内の伝承施設等を巡るツアーを催行することで、福島県の復興状況や魅力を発信し、県外からの訪問、交流人口の増加につなげることを大きな目的とし、中でも「5 委託業務及び提案の内容」の業務内容を中心とした企画を行うものとする。

【以下参考】

(※1) 福島県内の震災伝承施設

震災伝承ネットワーク協議会（事務局：国土交通省東北地方整備局）に登録されている、東日本大震災から得られた実情と教訓を伝承する施設

（参考 URL <https://www.thr.mlit.go.jp/shinsaidensho/facility/index.html> ）

(※2) 浜通り地域等 15 市町村

いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

(※3) イノベ構想に関わる拠点

「福島イノベーション・コースト構想」とは、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するために、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトで、拠点となる施設が供用されている

（参考 URL <https://www.fipo.or.jp/inovelab/base-list> ）

3 委託費の上限

8, 134, 500 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 委託業務期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

5 委託業務及び提案の内容

委託業務期間を通じて、主に企業団体や特定団体の誘客、及び海外からの見え方を調査するためのモニターツアーを催行する他、旅行業者等と連携した広報企画を実施する。

I 提案を求める事項

《業務の概要》

委託業務事項	期間	対象	備考
(1) 企業団体や特定団体からの誘客	契約期間内で適宜	企業や原子力発電所立地自治体、危機管理を所管する組織等の特定団体	防災や非常時の対応等に関心のある企業等の団体研修等、参加団体のリピートを狙いとす
(2) 海外からの見え方の調査	契約期間内で適宜	国内在住の外国人（国内に支社や営業所を置く国外の旅行会社の社員等を想定）	海外からの復興状況を視察してもらい、インバウンドへ繋げると共に伝承館等の海外からの印象を調査し、分析する。

(1) 企業団体や特定団体からの誘客

提案事項
●企業及び原子力災害や複合災害に関係ある特定団体を対象に、震災で学んだことや復興後の状況、魅力が伝わり、来年度以降の来県制約につながるようなモニターツアー行程を提案すること。また、そのための誘客方法も提案すること。

(提案にあたっての留意事項)

- ・行程内に観光名跡等を含めても良い。
- ・1回当たりの催行人数は20人を想定とする。宿泊の有無は問わない。
- ・WEB、ポスター、チラシ、パンフレット等の作成については、甲と乙でデザイン等について十分協議のうえ作成すること。

- ・施設等との交渉、利用料・申請・届出費用は委託業務に含めて積算すること。
- ・参加者から参加料を徴収する場合（旅行保険、施設入場料等の一部負担を参加者
にお願いする場合も含む）は、その金額を見積に明示すること。
- ・参加者へアンケート等を行って事業効果の分析を行うこと。

（2）海外からの見え方の調査

提案事項

- 国外からの視点で福島県の復興状況を見てもらい、その見え方について分析や調査を行うモニターツアーを提案すること。また、そのための誘客方法も提案すること。

（提案にあたっての留意事項）

- ・行程内に観光名跡等を含めても良い。
- ・1回当たりの催行人数は20人を想定とする。なお、宿泊の有無は問わない。
- ・対象としては国内に支社を置く国外の旅行会社の社員等を想定しているが、インバウンド客のさらなる誘客につながるものであれば別の対象を提案してもよい。
- ・WEB、ポスター、チラシ、パンフレット等の作成については、甲と乙でデザイン等について十分協議のうえ作成すること。
- ・施設等との交渉、利用料・申請・届出費用は委託業務に含めて積算すること。
- ・参加者から参加料を徴収する場合（旅行保険、施設入場料等の一部負担を参加者
にお願いする場合も含む）は、その金額を見積に明示すること。
- ・参加者へアンケート等を行って事業効果の分析を行うこと。
- ・モニターツアーにより海外（外国人）からの伝承館の印象（見え方）の分析を行うこと。

II 業務期間中の体制等（業務を実施するうえでの必須事項）

- ・ポスター、チラシ、パンフレット、WEB等の広報や、旅行費用の補填の組み合わせは、事業(1)、(2)の効果を高めるよう、効果が高い方法を提案すること。
- ・ツアー募集や営業活動期間中は、問い合わせ先となる事務局を設置すること。
- ・参加者から参加料を徴収する場合（旅行保険、施設入場料等の一部負担を参加者
にお願いする場合も含む）は、その金額を見積に明示すること。
- ・施設等との交渉、利用料・申請・届出費用は委託業務に含めて積算すること。
- ・5のIの（1）、（2）の業務について取りまとめた実績報告書を作成し委託期間内に提出すること。

Ⅲ その他

- ・ ツアーの催行回数は（１）（２）合わせて２～３回程度とする（１回の参加人数等などにより催行回数を甲乙協議の上調整を行う。）
- ・ ツアーのうち少なくとも１回は７月末に催行し、フルーツ主に桃を味わってもらい、福島県がフルーツの宝庫であることをPRできる内容とすること。

6 成果品

- （１）実績報告書（任意様式・正副本 １部ずつ）
- （２）ツアーの様子を撮影した写真データを取めたDVD又はBlu-ray（１式）
- （３）制作した広報物の下版データ等を取めたDVD又はBlu-ray（１式）

7 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を県の指定する日までに提出しなければならない。

- （１）契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・ 委託業務着手届
 - ・ 総括責任者通知書
 - ・ 実施工程表（様式任意）
 - ・ 業務実施体制図（様式任意）
 - ・ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- （２）業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・ 委託業務完了届
 - ・ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

※当事業は、国の福島再生加速化交付金を活用している。業務実績の検査に当たり、再委託先も含めた領収書の写し等の証憑資料を全て提出すること。

8 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

9 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。甲は本業務実施のために必要な協力をする。

また、乙は、業務実施にあたり、東日本大震災・原子力災害伝承館を始めとする福島県内の震災伝承施設と十分に協議するものとする。

10 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとし、疑義が生じる場合は甲と協議するものとする。

当事業は、国の福島再生加速化交付金を活用した事業であり、甲は業務実績の検査に当たり、乙は、乙の再委託先も含めた領収書の写し等の証憑資料を全て甲に提出することとなる。

なお、証憑資料の提出が無いものは、検査不合格となり、その分の費用は乙が負担することとなるので十分注意すること。

11 その他

- ・乙は著作権（著作権法第 27 条および第 28 条で定める権利を含む。）について甲へ譲渡する。
- ・乙は著作者人格権について、一切行使しないものとする。
- ・乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。